

武道館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第19号

武道館条例施行規則の一部を改正する規則

武道館条例施行規則（昭和61年岩手県規則第92号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
区 分	単 位	利用料金の上限額		区 分	単 位	利用料金の上限額	
		アマチュア スポーツに 使用する場 合	その他の催 しに使用す る場合			アマチュア スポーツに 使用する場 合	その他の催 しに使用す る場合
第1会議室	[略]	円 <u>670</u>	円 <u>1,540</u>	第1会議室	[略]	円 <u>690</u>	円 <u>1,580</u>
第2会議室	[略]	<u>270</u>	<u>640</u>	第2会議室	[略]	<u>280</u>	<u>660</u>
第3会議室	[略]	<u>250</u>	<u>610</u>	第3会議室	[略]	<u>260</u>	<u>630</u>
第4会議室	[略]	<u>250</u>	<u>610</u>	第4会議室	[略]	<u>260</u>	<u>630</u>
ステージ	[略]	<u>290</u>	<u>910</u>	ステージ	[略]	<u>300</u>	<u>940</u>
トレーニング室	[略]	<u>400</u>	<u>860</u>	トレーニング室	[略]	<u>410</u>	<u>880</u>
放送設備（アリーナ）	[略]	<u>290</u>	<u>690</u>	放送設備（アリーナ）	[略]	<u>300</u>	<u>710</u>
放送設備（その他）	[略]	<u>250</u>	<u>610</u>	放送設備（その他）	[略]	<u>260</u>	<u>630</u>
電光得点盤	[略]	<u>350</u>	<u>690</u>	電光得点盤	[略]	<u>360</u>	<u>710</u>
電光掲示板	[略]	<u>270</u>	<u>530</u>	電光掲示板	[略]	<u>280</u>	<u>540</u>
ピアノ	[略]	<u>550</u>	<u>1,120</u>	ピアノ	[略]	<u>570</u>	<u>1,150</u>
机	[略]		<u>70</u>	机	[略]		<u>80</u>
[略]				[略]			
防具	[略]	<u>130</u>		防具	[略]	<u>140</u>	
バレーボール用具	[略]		<u>70</u>	バレーボール用具	[略]		<u>80</u>
テニス用具	[略]		<u>90</u>	テニス用具	[略]		<u>100</u>
ハンドボール用具	[略]		<u>90</u>	ハンドボール用具	[略]		<u>100</u>
バドミントン用具	[略]		<u>70</u>	バドミントン用具	[略]		<u>80</u>
卓球用具	[略]	<u>70</u>	<u>140</u>	卓球用具	[略]	<u>80</u>	<u>160</u>
レスリングマット	[略]	<u>190</u>	<u>400</u>	レスリングマット	[略]	<u>200</u>	<u>410</u>
テント	[略]		円 <u>410</u>	テント	[略]		円 <u>420</u>
ロッカー	[略]	<u>120</u>		ロッカー	[略]	<u>130</u>	
シャワー	[略]	<u>120</u>		シャワー	[略]	<u>130</u>	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。